

大規模小売店舗立地法に係る手続きフロー図（那須塩原市）

① 個別法等の事前相談・事前協議等

- 庁内関係各課・県経営支援課等との調整
- 図面等の確定

② 大規模小売店舗の新設等の計画書（店舗面積 1,000 m²超）

- 庁内関係各課・県経営支援課等への確認
- 届出書等調整

3週間以上

③ 大規模小売店舗の新設等の届出

- 公告・縦覧（公告日から4ヶ月間）
住民からの意見提出があった場合は
当該意見についても公告・縦覧
（意見公告日から1ヶ月間）
- 住民説明会実施方法協議書提出
住民説明会開催（新設等の届出日から2ヶ月以内）
- 庁内関係各課・県経営支援課等への確認
- 県立地審議会への付議（店舗面積 3,000 m²超等）

8ヶ月以内
制限期間

④ 市意見の送付

- 意見なし（手続き終了）
 - 意見あり（⑤に）
- 意見の概要について公告・縦覧（意見公告日から1ヶ月間）

⑤ 出店者による自主的対応策の提示

- 公告・縦覧
- 庁内関係各課・県経営支援課等への確認
- 県立地審議会への付議（店舗面積 3,000 m²超等）
- 改善が認められ、懸案事項等なし（手続き終了）

2ヶ月以内
制限期間

<改善が認められず、懸案事項等あり>

⑥ 市の勧告（罰則規定なし）

- 公告
- 勧告に従う場合（手続き終了）
- 勧告に従わない場合（公表等）

※ 各種手続きに時間を要することから、余裕を持った手続きをお願いします。